税金にはこんな種類が　〔Ｐ10〕

「租税及び印紙収入」、つまり税金は、国や地方公共団体の歳出の重要な財源です。ここでは、通常使われている税金の分類の仕方を３つ説明します。

１　国税と地方税〔Ｐ10〕

税金をどこに納めるかによって分類しています。

国税とは、国に納める税金をいい、地方税とは、地方公共団体に納める税金をいいます。地方税は、さらに道府県税と市町村税に区分されます。

２　所得課税、消費課税と資産課税〔Ｐ11〕

何に課税するかによって分類しています。

所得課税とは、個人に対する所得税や会社に対する法人税などのように、所得や利益を対象として課税される税金をいいます。

消費課税とは、消費税や酒税、たばこ税などのように、物品の消費やサービスの提供などを対象として課税される税金をいいます。

資産課税とは、相続税や固定資産税などのように、資産を対象として課税される税金をいいます。

３　直接税と間接税〔Ｐ12〕

税金の納め方によって分類しています。

直接税とは、所得税や法人税などのように、税金を納める義務のある人と、その税金を負担する人が同じである税金をいいます。

間接税とは、消費税などのように、税金を納める義務のある人と、その税金を負担する人が異なることが予定されている税金をいいます。